会 議 録

会議の名称	弘前市指定管理者選定等審議会
開催年月日	令和5年10月24日(火)
開始・終了時刻	8時57分から11時01分まで
開催場所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議長等の氏名	奈良 道明
出 席 者	委員 飯島 裕胤 委員 菊池 励美 委員 小林 太郎 委員 番場 邦夫 委員 奈良 道明(会長)
欠 席 者	なし
施設所管部職員の 職 氏 名	※審議順 (小栗山農村交流公園) 農林部長 森岡 欽吾 農政課長 遊谷 明伸 農水部参事兼農政課課長補佐 千葉 陽平 農政課地域経営係長 成田 貴仁 農政課主事 三上 正彦 (弘前市立観光館駐車場) 神 雅昭 観光部長 早坂 謙丞 観光課長 早坂 謙丞 観光課課長補佐 竹内 良定 観光課主幹兼観光企画係長 谷淵 孝太 観光課主事 吹田 昂平

	(弘前市りんご公園) 農林部長 りんご課長 りんご課課長補佐 りんご課販売・発信係長 りんご課主事	森吉佐古木	欽吾 拓美 大介 開 峻輔
	(岩木山総合公園等) (岩木川市民ゴルフ場) (弘前市民体育館等) (弘前市南富田町体育センター) (弘前市金属町体育センター) 健康こども部長 スポーツ振興課長 スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課主幹兼スポーツ振興係長 スポーツ振興課主幹・スポーツ振興係長 スポーツ振興課主査 スポーツ振興課主査	佐小若平小川伯山松野山村	一仁 義人 家隆 侑伸
事務局職員の 職 氏 名	管財課長 管財課公共施設マネジメント推進室総括主幹 管財課公共施設マネジメント推進室総括主査 管財課公共施設マネジメント推進室主査 管財課公共施設マネジメント推進室主査	工坪冨工工工	幸治 正史 早史
会議の議題	案件 1. 小栗山農村交流公園の指定管理者候補利期間及び選定基準等について 2. 弘前市民体育館ほか計21施設の指定領について		
会 議 結 果	1. 小栗山農村交流公園の指定管理者候補利期間及び選定基準等について 小栗山農村交流公園の指定管理者候補利期間及び選定基準等については、妥当であ	香の選気	

2. 弘前市民体育館ほか計21施設の指定管理者候補者の選定 について

(1) 弘前市民体育館等

公益財団法人弘前市スポーツ協会を弘前市民体育館等の指 定管理者候補者に選定する。

(2) 弘前市南富田町体育センター

特定非営利活動法人スポネット弘前を弘前市南富田町体育 センターの指定管理者候補者に選定する。

(3) 弘前市金属町体育センター

公益財団法人弘前市スポーツ協会を弘前市金属町体育センターの指定管理者候補者に選定する。

(4) 岩木山総合公園等

一般財団法人岩木振興公社を岩木山総合公園等の指定管理者候補者に選定する。

(5) 岩木川市民ゴルフ場

特定非営利活動法人リベロスポーツクラブを岩木川市民ゴルフ場の指定管理者候補者に選定する。

(6) 弘前市りんご公園

公益社団法人弘前観光コンベンション協会を弘前市りんご 公園の指定管理者候補者に選定する。

(7) 弘前市立観光館駐車場

タイムズ24株式会社共同企業体を弘前市立観光館駐車場 の指定管理者候補者に選定する。

会議資料の名称

- ・案件対象施設及び指定管理者候補者選定結果一覧表等(資料 1)
- ・指定管理者選定等審議会小委員会委員評価結果一覧及び各委 員評価(資料2:参考資料)
- ・指定管理者制度に係る今後のスケジュール(資料3)
- ・案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法等一覧(資料4)

会議内容

【以下、質疑等の概要】

(議長)

全体の概要について、事務局の説明を求める。

(事務局)

本日は、まず小栗山農村交流公園の指定管理者候補者の選定 方法等についてご審議いただく。当該施設については6月28 日の審議会でご審議いただき、その答申を得て指定管理者の募 集を行ったが申請がなかったことから、今回、選定方法等の一 部を変更し再度募集を行おうとするもの。

続いて、弘前市民体育館ほか計21施設の指定管理者候補者 の選定についてご審議いただく。

審議する施設は、施設所管課において募集の受付を行い、施設を所管する各部の小委員会にて総合評価方式による評価を行ったもの。

なお、全て公募で募集を行っている。

1. 小栗山農村交流公園の指定管理者候補者の選定方法、指定 期間及び選定基準等について

■小栗山農村交流公園

(議長)

小栗山農村交流公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について審議を行う。

会議の進め方は、資料4により担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、農林部から選定方法等について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

はっきりとよくわかる説明で特段質問はないが、強調すべき 点としては残渣処理費用に関する精算を削除したということ で、これはむしろ環境保全につながるという理解でよいか。

(施設所管課)

はい。

業務管理費の積算前提を民間事業者管理経費へ変更したという説明があったが、その点について詳しく説明してほしい。

また、人件費については適正な増額であると感じた。そもそもこのくらいであるべきだったのではないかと思う。

(施設所管課)

これまで小栗山町会が指定管理しており、例えば広場の草刈りや園地の耕起などを、全て地元の農家が自分たちの農業機械を持ち寄って地域で協力してやってくださっていた。そのため、ある意味、町会が担っていたことで抑えられていた経費をもとに公募の手続きを進めてきたが、民間事業者は草刈りを外注するなど、町会とは少し異なる管理形態になることが想定されるため、これに伴う経費の増を見込んだものである。

(委員)

町会の辞退の理由が高齢化だと聞いたが、これらを外注することによって町会が再応募する可能性はあるか。

(施設所管課)

町会としては、金額の問題というよりは、指定管理に伴う様々な書類等の作成や保管などの部分を考えると、これから5年間も続けていくのは正直厳しいという話になり辞退に至ったものであるため、再応募の可能性はないと認識している。

ただ、一方では、草刈りなど町会として協力できるところは 引き続き協力したいという気持ちであるとは伺っている。

(委員)

選定方法等一覧の資料において、指定管理者の選定方法や管理運営における課題として「専門的な知識や機械を有する団体は地元町会だけとは言い難い」との記載があるが、指定管理者として必要な専門的な機械とはどのようなものか。また、その経費は指定管理者が負担するのか、初期経費を市が負担するのか、あるいは市の備品を提供するのか。

(施設所管課)

専門的な機械とは、農園を耕起する際のトラクターや樹木の薬剤散布に係る機械のほか、乗用草刈り機などである。複数の民間事業者に相談したところ、いずれも機械を全て所有していないことから外部発注を考えているとのことであった。

経費については、再委託する形になるので市が支払う指定管 理料の中で費用を見ている。

(委員)

トラクターなどは高いと思うが、リース契約などになるのか。 (施設所管課)

トラクターについては、地元町会のトラクター所有者が長年

耕起していたので、そちらへの再委託を想定している。

(議長)

その他、質問等はないか。それでは小栗山農村交流公園の選定方法等について、このとおり決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、このとおり決定する。

<担当部入れ替え>

2. 弘前市民体育館ほか計21施設の指定管理者候補者の選定について

(議長)

弘前市民体育館ほか計21施設の指定管理者候補者の選定について審議を行う。

会議の進め方は、資料1により募集グループごとに担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

■弘前市立観光館駐車場

※本事案については、委員のうち2名が除斥要件に該当するため、当該委員を除く3名の委員により審議を行った。

(議長)

それでは、観光部から弘前市立観光館駐車場の選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

2者から応募があったということで喜ばしいと思う。

評価結果をみると、施設の設置目的の効果的な達成と施設の 効率的な管理運営に係る評価項目において差が開いた感じがあ るが、この評価のポイントは。もう一方の事業者もそれなりに 目をひく提案があったかと思うが。

(施設所管課)

小委員会としてはどちらの提案も優れている印象ではあったが、特に目を引くところとしてタイムズ24株式会社共同企業体は、広域的な視点で駐車場を利活用する点が優れていた。提案書にもあるが、弘前市やその周辺だけでなく、もっと広域で函館等も含めたカーシェアや情報発信などを総体的にみて点数が高かったものと思われる。

(委員)

確かに函館観光を含めた提案は非常に大胆で優れたものだと は思う。この実現性や、市の政策においてどのようなテコ入れ になるのかなどの見込みはどうか。

(施設所管課)

観光部としては函館連携を10年以上前から続けており、行 政間のつながりや民間のつながりもあるので、市の政策と合致 する提案であると思っており、大変期待している。

今後どのように展開していくかの詳細は今後詰めていく。

(委員)

見込みとしてはどうか。また、どのようなところを期待して 高評価したのか。

(施設所管課)

個々の委員の評価を積み上げた結果として高い点数であったのだが、広域観光を推進する上で駐車場の確保が課題になっている中で、この観光館駐車場を起点に市内の駐車場等の情報を幅広く取り入れることができる提案になっており、それがマイクロツーリズムでの周遊性につながっていくことが期待できる。具体的にどのくらいの集客につながるかの数字はもっていないが、提案されている収支をみると収益が他者に比べて高かったと認識している。

(委員)

申請書はカラフルでわかりやすく訴求性があるが、実際のところ広域的に実施した実績は書かれているものの、どのくらい効果があったかということは書かれていないように見える。その点を市としてどのように捉えているか。

(施設所管課)

具体的にどのような効果があるかは確認していないが、全国 展開しているタイムズ24株式会社の実績から大変期待できる とは考えている。

(委員)

期待が期待に終わらないよう、市としても努めてほしい。

選定のあり方として、今後も2者ないし3者の応募があることが望ましいと考えているのか。また、公募に当たって市からの働きかけ等があったのか。

(施設所管課)

積極的な働きかけは行っていない。タイムズ24株式会社からは今回の更新時期を見計らって事前に問い合わせがあり応募したいとは伺っていたが、特に市から具体的なアクションはしていない。

説明会に2者の参加があった時点で、2者が応募するだろう という受け止め方はしていた。

(委員)

利益団体から見ても十分収益があがる施設であったということが、2者応募の要因と理解してよいか。

(施設所管課)

現指定管理者も良好に運営できているので、タイムズ24株式会社共同事業体もしっかり収益が見込めるという判断で応募 したものと理解している。

(委員)

タイムズ24株式会社共同事業体の構成団体には津軽警備保障株式会社が入っており、おそらく実働として動かれるのだと思う。全国的な実績が評価されてとのことだが、他の施設等にこの知見をどう生かしていくのかという点はどうか。

(施設所管課)

現指定管理者の下請けに津軽警備保障株式会社も入っていた ので、引き続き体制としてはあまり変わらずに機動力を発揮し ていただけるものと思う。

(委員)

市としてかなり期待しているという話であったが、期待しているのであればこそ、観光に特化してという前提で他の施設の運営にもこの知見を生かしていくこともあり得る話だと思う。市はどのように考えているか。

(施設所管課)

近隣の施設、例えば市立観光館も弘前観光コンベンション協会が指定管理しているので、管理者同士の連携という面でも期待している。

(委員)

期待されるということなので、ぜひそれが確実に実現されるようお願いしたい。

(委員)

提案の中で EV ステーションが挙げられているが、今は駐車場

の中に電気自動車用の充電設備はあるのか。

(施設所管課)

現状は設置されていない。

(委員)

土手町エリアにて観光館駐車場の満空情報を発信する提案について、エリア全体の渋滞抑止につながるメリットがあると思う一方、指定管理者として得た情報をもって自社の他の駐車場の収入増につなげる利益誘導の見方もできるように思う。この点は問題ないか。

それからサインプランについて、市立観光館駐車場の入口に タイムズパーキングのロゴが入るようだが、市営の感じが消え てタイムズの駐車場のように見えてしまう。ネーミングライツ ではないが、ロゴが入るのも特に問題ないのか。

(施設所管課)

満空情報に関しては自主事業として提案されていたので、観光部としては自主事業として問題ないと判断している。

(施設所管課)

タイムズの表示については、これはあくまで案なので、指定 管理者制度上ダメなものであるならば出来ないと伝えたい。

(事務局)

指定管理者制度上の制限等はない。実際、満空情報は指定管理者しか知り得ないものでは無く、普通に駐車場の入り口で公開されているものであるので、仮に自社の駐車場に限定して誘導するということであればモラル的にどうかという部分はあるが、指定管理者の制度上できないものではない。

(委員)

念のため確認するが、先ほどのEV充電設備の提案は、選定案として示された業者ではなく、もう一方の事業者の提案だということでよいか。タイムズ24株式会社共同事業体の提案書には記載がないので、今後収益的に見込みが立てば実施されるかもしれないという理解で良いか。

(施設所管課)

そのとおりである。

(委員)

さきほど非常に本質的な議論があった。情報の利用に関して、 知り得た個人情報を利用するということであればあり得ない話 だと思うが、今回は満空情報ということで個人情報でもなく、 この施設が完全利用料金制である点が大きいかと思う。

市が指定管理料を支払っている施設であれば厳格にしていた だくほうが良いと思う。もちろんお金の問題だけではないので、 法的な部分を確認する必要はあるが、法的なルールに合致した としても指定管理料を支払っている施設については慎重に考え たほうがよいのではないかと思う。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは弘前市立観光館駐車場の 指定管理者候補者について、選定案のとおりタイムズ24株式 会社共同企業体に決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

<担当部入れ替え>

■弘前市りんご公園

(議長)

それでは、農林部から弘前市りんご公園の選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

評価項目としてインバウンド対策の具体的な手法が掲げられているが、これを評価項目に盛り込んだ経緯や理由は。

(施設所管課)

施設の特性上、外国人観光客がかなり多いため、市としてインバウンドの誘客に重点を置いていることから評価項目としたものである。

(委員)

最初からその部分を期待していたということだが、選定案の 弘前観光コンベンション協会に対しては、どのようなところを 特に期待しているか。

(施設所管課)

インバウンド対応については、既に管理されている中でアジア系観光客の受け入れ実績があるという点と、その他の地域から外国人観光客が来た場合も多言語翻訳ができる機械を使って

対応できるよう準備されており、そういうところで期待している。

(委員)

この施設にインバウンドがかなり訪れていることは承知しているが、実際の満足度等はどのような状況か。あるいは他施設の波及等はどうか。

(施設所管課)

他施設への波及については資料を持ち合わせていない。満足度については、りんごを直接自分で採って食べられる施設が少ないので、アジア圏、特に台湾の観光客からは貴重な体験ができる施設ということで高評価をいただいている。

(委員)

それはアンケートをとっているのか。

(施設所管課)

体験のアンケートとしてではなく、りんご公園のアンケートとしてとっている。

(委員)

せひ、来てよかった、他の人にも勧めていただけるような施 設になっていただきたい。

(委員)

この団体は、市立観光館やまちなか情報センターの指定管理 者もされているが、それらとの相乗効果について申請書から見 えてこないのが残念である。

いくつか提案された自主事業も目新しさは感じられず、他の 施設との相乗効果を狙う感じやインバウンドへの方向性を感じ る提案もない。

ただ、シードル系の事業は大人も観光客も狙えると思うし、 観光客にアルコールを提供する事業にもなり得ると思う。ポテンシャルは大きい施設だと思うので、ぜひ利用者の層を厚くする事業を、相乗効果を狙いながら膨らませてほしい。

(施設所管課)

他施設との相乗効果については我々も期待しているところである。自主事業の提案は限定的だったが、市の施策や事業と密接に関係する団体であるため、市が実施する事業等との連携という部分は期待している。

我々としても目新しい提案がなかったという受け止めであり、その点についてはヒアリングの際にも申請者と議論したところである。そのため、今回の採点において自主事業の項目がもっとも低い評価となっている。

我々も斬新なアイデアを期待していたので、そのような提案 がなかったのは残念であったが、申請者の回答としては毎年常 にバージョンアップしてブラッシュアップしているとのことである。シードルについても昨年から試験的にはじめたばかりなので自主事業として今後ブラッシュアップしていく、とのことであった。

現指定期間の中でも、りんご公園あっぷるクラブを立ち上げるなど、実際の運営をしながら新しく作っていくこともしているとのことなので、そこに期待しながら我々も意見を出していき、良い施設にしていきたい。

(委員)

弘前にとって象徴的な施設であるので、ぜひ活性化を期待したい。

(委員)

収支予算内訳比較表をみると、人件費の積算が市の1,700万円に対して申請者は1,500万円である。実績では令和4年度が1,900万円で、令和3年度は1,700万円であったので、果たして今回の提案額で運営が可能であるのか疑問に思う。市としてはどのように考えているか。

(施設所管課)

我々も申請者に確認したが、この金額でできるという回答であった。パートや契約社員、アルバイトなど、雇用形態に応じた割り振りをしながら対応していくとのことである。

(委員)

正味財産増減計算書をみると、実績としてだいぶ人件費が上がってきている中、この抑えた人件費で大丈夫なのか不安に感じた。雇用形態の調整ということだが、正社員ではなくても対応は可能なのか。

(施設所管課)

りんご公園の特性上、8月から11月下旬がりんごの収穫期であるので、この繁忙期に合わせて人件費のウエイトをおいていただくという話をしているなかで、1,500万円で対応可能だと申請者に確認している。通年雇用ではなく季節での雇用での対応となるとのこと。

(委員)

無理をしているようではだめだと思うので、その点は気を付けてみていただきたい。

(委員)

インバウンドの旅行者が多いとのことであるが、どのような 交通手段で来園されているのか。

(施設所管課)

バスで来られる方が多い。個人旅行者も増えているが、まだ

まだアジア系の旅行者は東北エリアの大型観光バスで乗り入れることが大部分である。

(委員)

申請書に添付されている緊急連絡網において、連絡先として 担当課の直通番号が記載されているが、休日等の対応はどのよ うになっているのか。これとは別に詳細なものがあるという理 解でよろしいか。

(施設所管課)

指定管理者に各担当者個人の携帯番号を伝えてあるので、休 日等については担当者に連絡ができる体制を確保している。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは弘前市りんご公園の指定 管理者候補者について、選定案のとおり公益社団法人弘前観光 コンベンション協会に決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

<担当部入れ替え>

■岩木山総合公園等

(議長)

それでは、健康こども部から岩木山総合公園等の選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

市としてこの施設の課題をどのように捉え、その解決にむけて申請者にどのように対応してほしいと考えているのか。

(施設所管課)

アリーナを含めて平日の利用が少ないため、この部分の利用 率をいかに上げるかが大きな課題であると認識している。

申請書のとおり、障がい者スポーツ等を含めて自主事業で対

応していくとのことであったので、市としてはまずはその推移 をみていくこととしたい。

スキー場については、新型コロナウイルスの影響もあって利用が伸びたので、このまま増加していただきたいと考えているが、その分、スキーハウスを含めて休憩スペースが手狭になってきているので、指定管理者と情報を共有しながら市として対応できるところは対応していきたい。

(委員)

施設の課題等もよく整理された提案であると感じた。百沢スキー場の休憩室とロマントピアスキー場の駐車場に係る課題については、どのように対応していく考えか。

(施設所管課)

現時点では市としての対策案はない状況だが、百沢のスキーハウスについては以前食堂だった未利用の部分があるので、そこの活用により休憩スペースの確保につなげたいと考える。

ロマントピアスキー場の駐車場については、まずは周辺に駐車場として利用できる市の所有地がないか調査することから始めなければならないが、次期指定管理期間のできるだけ早めの段階で対応できないか検討したい。

(委員)

百沢のプレハブ休憩室は、自分でおにぎりなどを持ち込んで休憩できるので、リーズナブルな休憩スペースとして機能していると思う。

ロマントピアスキー場の駐車場については、さくらまつりのように民間の駐車場も含めて対応することによって、ウインタースポーツの活性化につなげてほしい。

それから、資料が大変見やすいものだったが、テーマごとに 3施設を併記しているので、施設ごとの整理にしたほうが各施 設の状況が把握しやすく検証がしやすいと感じた。次回の参考 にしてほしい。

(委員)

実績として近年は黒字であったかと思うが、今回の予算内訳をみると施設管理費の積算が3,800万円と、市の積算額に比べて1,000万円ほど多くなっている。その他の金額が大きく寄与していると思うが、これは何の経費か。

(施設所管課)

申請者に確認したところ、車両費や賃貸借リース費が含まれている。なお、車両費は百沢スキー場の圧雪車の管理経費であり、賃貸借リース費は作業に使う軽トラや事務複合機、除雪に使用する重機等のリースなど、施設委託料に含まれないような

施設の維持管理に必要な経費となっている。

(委員)

これらの経費はこれまでの管理運営でも必要なものであった と思うが、市の積算ではどこに入っていたのか。これまで少な く見込んでいたのか。申請者の積算と市の積算が異なっている 理由についてどう考えるか。

(施設所管課)

市の積算では、事務費の「その他」に計上していた。申請者と計上する科目の考え方に相違が生じたものと思う。

(委員)

計上科目の相違ということは承知した。現指定管理期間中は 収支が黒字であったので、この3,800万円もの施設管理費 が本当に必要なのかという点について確認したい。

(施設所管課)

これは現時点での計画であり、実際の指定管理料は年度協定を締結する際に決まる。令和6年度については今回の提案をベースに締結することになるが、令和7年度以降の指定管理料については、例年9月末に次年度の事業計画書の提出を受けるので、その内容と令和6年度の収支状況等を踏まえて精査の上、必要な経費を指定管理料に反映させていきたい。

(委員)

安全対策として、すべての職員がAED機器の使用に係る講習を受講するとあるが、講習の開催頻度は。

(施設所管課)

開催頻度までは申請者に確認していない。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは岩木山総合公園等の指定 管理者候補者について、選定案のとおり一般財団法人岩木振興 公社に決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

■岩木川市民ゴルフ場

(議長)

それでは、続いて岩木川市民ゴルフ場の選定案について説明

をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

現指定管理が始まって以降、利用者数が増えてきたのは明白だが、一方で施設のキャパシティからすると頭打ちの感もある。 この状況を踏まえて、市としては利用者をさらに伸ばしていくというよりは、より効果的で意義のある事業にしていくという考えか。今後の課題をどのように捉えて対応していくのか。

(施設所管課)

利用者数に関しては、限られたコース数と短いコースということもあるので、打つまでの時間等を考慮すると現状はキャパシティに合った人数であると思う。

その一方で、管理棟側においてニュースポーツや冬季間の活用も含めた利用促進を進めることで、施設利用者を増やしていければよいと考えている。

(委員)

これまで指定管理者として一生懸命やられてこられたことがよくわかる資料である。キャパシティに限りがある中で、むしろ人気がありすぎて利用できない状況だと思われるが、冬場の提案や使われていない管理棟2階の利活用を考えている点で好感がもてる。ゴルフに限らない利活用という方向で頑張っていただきたい。

一点確認だが、65歳以上の無料化は今後も継続して、無料がゆえにその年代の利用が多いという点についてはどうなったか。引き続き課題として残るという理解で良いか。

(施設所管課)

その点に関しては、一昨年、市が主体となって回数制限を試行した経緯もあるが、高齢者の健康増進やスポーツ振興の一躍を担っている施設であることを考えると、一概に有料化を進めるよりは、いかにスムーズに気持ちよくコースを回っていただけるかということを指定管理者とともに考えてまいりたい。

(委員)

考え方は理解するが市民全体の施設であるので、あまり利用 が偏らないような工夫に努めていただきたい。

事業計画書において、申請者はゴルフコースの貸し切り利用の撤廃を望んでいるような記載があるが、これは市の方で貸し切り利用をやるよう求めているものなのか。

(施設所管課)

専用で貸すよう市が強制しているものではなく、条例においてニュースポーツに関してはゴルフコースの一部を専用で使用できるようになっている、というもの。

貸し切り利用の申し込みがあった場合に申請者がどのように 対応するかについて、事業計画書にまとめていただいたものと 捉えている。

(委員)

条例で貸し切り利用ができるとされている以上、指定管理者としては申し込みがあれば貸し切りで使わせなければならないのだと思う。今のところは実績がないとのことであるが、ゴルフ場である以上、ゴルフをプレーする側からすればコースの一部が使えなくなるのは不便であろう。

ゴルフ利用者だけでなく市民全体や他のスポーツのことも考えれば、こういう形も致し方ない面はあるとは思う。条例は簡単に変えられるものではないだろうし。

(施設所管課)

条例で決められているとはいえ、ゴルフをされる方にとって は現実的ではない部分はあると思う。

今回の提案において専用使用の撤廃に関する問題提起があったことから、課内で検討していきたい。

(委員)

安全面の観点で、ゴルフボールが道路に飛んでいくような事 故はないのか。

(施設所管課)

年間1~2件は走行中の車に当たる事案が報告されているが、ゴルフ保険などで対応されていると聞いている。

(委員)

たしかドライバー使用禁止などの制限があると思うが、それを守らなかったわけでなく、それでもなお道路の方に飛んでしまったということか。

(施設所管課)

コースに合うクラブを使っているとは思うが、どういった形で飛んだかの詳細までは報告書では把握できていない。

(委員)

打ち損じでも、実感としてはかなり飛ばしている感じがある。 保険でカバーされているとはいえ、走行中に飛んで来たら大変 な事故になりかねない。違反をしたのであれば厳しく対処し、 そうでないならば対応は難しいと思うが、いずれにせよ引き続き安全には気を付けてほしい。

(委員)

打ち損じの状況がわかる報告をあげてもらったほうがよいのではないか。それを分析できないと大きな事故につながりかねないと思う。

(委員)

事業計画書に、老朽化している機械が多いという記載が見られるが、更新計画はあるか。

(施設所管課)

計画的に更新していく形をとっている。実際には予算確保の 都合もあって計画どおり更新できていない部分もあるが、計画 的に更新を図っていきたいとは考えている。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは岩木川市民ゴルフ場の指定管理者候補者について、選定案のとおり特定非営利活動法人リベロスポーツクラブに決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

■弘前市民体育館等

※本事案については、委員のうち1名が除斥要件に該当するため、当該委員を除く4名の委員により審議を行った。

(議長)

続いて弘前市民体育館等の選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

この案件は公募ではあるが一団体しか応募が無かった。ボリュームが大きすぎて、実績がないと難しいのではないかということが、反省点としてあるのではないか。この点について市としてはどのように考えているか。

まとめたほうがメリットになる部分もあるので、その効果との比較になるだろうが、応募しやすいように分割するなどして、もう少し応募があってもよいのではないか。

(施設所管課)

まとめて公募することによるスケールメリットを考慮し、前 回の募集時からこのようにグループ分けをしている。

選定方法に係る審議において、施設を分けて応募しやすいようにという意見もあったので、次回の公募の際には費用対効果も踏まえた上で、もう少し応募団体が増えるような形で対応していきたいとは考えている。

(議長)

これについては、選定方法の審議に係る答申に附帯意見として付されているので、よろしくお願いしたい。

(委員)

このような規模では公募になり得ないのではないかと選定時に意見を述べたが、結果として応募が一者であったので、グループ分けについては同感である。

先ほどの岩木山総合公園と同様に、資料としては全体がきれいにまとまってはいるものの、施設一つ一つにどんな課題があって、それにどう対応していくか、また、どのような事業を展開していこうとしているか等がわからない。全体的なイメージは伝わるが、一つ一つ切り分けて市としても課題を押さえていかなければ、グループ分けを再整理するにしても材料がないと思う。

指定管理者として自主事業や取り組むべき方向性を施設毎に 整理したうえで、今後5年間の管理運営に当たってほしい。

(委員)

申請書に河西体育センターとすぱーく弘前との連携に関する 記載がある。すぱーく弘前については、弘前市社会福祉協議会 から市への譲渡の話が出ているが、この連携への影響はあるか。

(施設所管課)

すぱーく弘前との連携については、特に問題ないと考えている。同一敷地内にある施設なので、融通の仕合や利用調整については仮に譲渡された後でも問題なく連携できると思う。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは弘前市民体育館等の指定 管理者候補者について、選定案のとおり公益財団法人弘前市スポーツ協会に決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

■弘前市南富田町体育センター

※本事案については、委員のうち2名が除斥要件に該当するため、当該委員を除く3名の委員により審議を行った。

(議長)

それでは、続いて弘前市南富田町体育センターの選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

2者から応募いただき、点差としても均衡したなかで選定されたことは大変良いことだと思う。

説明では幅広い世代を対象にした利用促進と自主運営能力の 部分の2点が優れていたとのことだが、特に後者について具体 的にどのような点で能力が高いと評価されたのか。

(施設所管課)

スポーツ施設の管理運営以外の部分でも、例えば福祉系の事業など様々な事業をやられてきた実績があることから、色々な経験を踏まえた施設管理が期待できる点で評価されたものと捉えている。

(委員)

事業計画書の「開館時間、休館日の設定と考え方」に関する 記載において、日曜祝日は基準書では17時閉館となっているが 21時閉館に変更するとある。これは予約がない場合も21時ま で開館することになるのか。

(施設所管課)

団体利用に関しても 21 時まで貸すという提案である。団体利用の予約がなければ個人使用に切り替えることとなっているので、個人使用の状況を見たうえで判断されるものと思われる。 誰もいないのに 21 時まで開館するとなると光熱水費の面でも無駄が生じてしまうので、この点については柔軟に対応していただけるものと考えている。

(委員)

ハローワークに隣接しているが、例えば駐車場の関係で融通 し合うようなことはあるのか。

(施設所管課)

確かに施設の駐車場はだいぶ狭いが、現時点ではハローワークの駐車場を使わなければならないほどの状況にはないものと認識している。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは弘前市南富田町体育センターの指定管理者候補者について、選定案のとおり特定非営利活動法人スポネット弘前に決定することにご異議ないか。

<委員了承>

(議長)

では、選定案のとおり決定する。

■弘前市金属町体育センター

※本事案については、委員のうち2名が除斥要件に該当するため、当該委員を除く3名の委員により審議を行った。

(議長)

それでは、続いて弘前市金属町体育センターの選定案について説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

南富田町体育センター以上に僅差であったと思う。施設の目的や形態、規模など、基本的には南富田町体育センターと同じ施設であるが、例えば人的能力で比べたときに、南富田町体育センターではスポネット弘前が優れていて、金属町体育センターでは弘前市スポーツ協会が優れているとの評価になっており、正直違いがよくわからない。

(施設所管課)

人的能力に関しては、もちろん指導員それぞれの資格もある と思うが、施設を運営する上での人員の確保という部分も含ま れると考えている。

二者を比べると、弘前市スポーツ協会はこれまでも複数施設を管理していた経験があり、スポネット弘前に関しては複数の体育施設を管理した実績がないということで、委員の評価が弘前市スポーツ協会に比べて低かったということもあり、このような点差になったものと理解している。

(委員)

スポネット弘前は、複数施設を管理するという点において能力が十分でないかもしれない、という判断だったということか。

(施設所管課)

個々の委員に確認をとっていないが、各委員の評価表から読み取っていくと、そのような認識を踏まえた形での点差になったものと理解している。

(委員)

当然、スポネット弘前自身も複数施設を運営できると判断したうえで申請したものと考えるが、それに対する市の評価としては十分ではないということか。

(施設所管課)

小委員会においてはそのような評価になったものと捉えている。

(委員)

客観的にどのあたりが不十分であったのだろうか。例えば配置できるインストラクターの数など、具体的に説明していただければ理解しやすいと思うが。

(施設所管課)

ヒアリングの際、管理施設が増えたときに人員をどのように 手当てするかとの質問に対し、これから確保するという回答で あり、その点が委員にとっては不確定な部分であった。逆に、 弘前市スポーツ協会は、現に運営しており、地域とも密着した 草刈りなどうまく運営できているという話が聞けたので、その 点でヒアリングの際に差がでたのではないかと感じている。

特にこの案件にこだわるものではないが、新しい施設に応募する場合、事前に人員を完全に確保したうえで応募することはできないだろうし、これはスポーツ協会も同じだと思う。このあたりをどう判断するかは難しいところだと個人的には思う。

能力が十分でないならともかく、少し視点を拡げて効率的な 運用を考えれば、むしろこの両体育センターはまとめて募集す る形でもよいのではないか。さきほど議論した市民体育館等の グループは分割して、この体育センター二つは一つの募集グル ープにまとめるという形でもよいのではないかと感覚的には思 うところ。

申請書類を見てもほとんど同じだと思う。だからこそ、スケールメリットを生かしながら、その一方でグループ二施設のすみ分けができるようになれば非常に効果的なのではないか。このあたりは今後の検討課題としてあるのではないかということを申し述べておく。

(委員)

新たに展開するサービス内容として、熱中症警戒アラートが 頻発される異常気象に対応して空調開放するという提案と、冷 房機能を持たない施設の休憩室に空調を設置する旨の提案が事 業計画書にあるが、これは昨今の気象状況を踏まえて指定管理 者が独自に取り組むという理解でよいか。

(施設所管課)

弘前市スポーツ協会が管理している他の体育施設においても 同協会がエアコンを設置している施設があるので、その延長線 上の取り組みであると理解している。

あくまで市の指定管理業務として行うのではなく、指定管理 者独自の取り組みである。

(委員)

指定管理者がエアコンを設置するとすれば、仮に指定管理者が変わった場合、その空調設備は取り外されるのか。

(施設所管課)

設置された空調設備については市に寄附する方向で協会と話がなされているので、仮に指定管理者が変わったとしても無くなるものではないと認識している。

(議長)

ほかに質問等よろしいか。それでは弘前市金属町体育センターの指定管理者候補者について、選定案のとおり公益財団法人 弘前市スポーツ協会に決定することにご異議ないか。

Γ	
	<委員了承>
	(議長) では、選定案のとおり決定する。
	<担当部退席>
	(議長)
	審議案件は以上となるが、ほかに何かあれば伺いたい。
	<特になし>
	(議長)
	質問がないので、以上をもって案件審議を終了する。
その他必要事項	会議は非公開である。